

2025（令和 7）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（憲法）出題の趣旨

本問は、地方議会による懲罰処分の当否をめぐって、最高裁判例に即して司法審査権の限界を論じさせる問題である。この論点については、長らく昭和 35 年 10 月 19 日の最高裁大法廷判決（民集 14 卷 12 号 2633 頁）が判例として不動の地位を占めていたところ、令和 2 年 11 月 25 日の最高裁大法廷判決（民集 74 卷 8 号 2229 頁）が明示的にこれを変更した。

本問では、この旧判例と新判例の相違が明らかになるように各々の要点を整理したうえで、この新判例に照らせば、現下の裁判所は本件処分の当否を当然に司法審査の対象とすべき旨を的確に論じることが求められている。